.4.3　千九百八十二年六月一日後に引渡しが行われる船舶
主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの
.2.1　改造契約の締結が千九百七十九年六月一日後であること。
.3.2.1　改造契約がない場合には、工事の開始が千九百八十年一月一日後であること。
工事の完了が千九百八十二年六月一日後であること。

28.5　「千九百九十六年七月六日前に引き渡された油タンカー」とは、次の油タンカーをいう。
.2.1　千九百九十三年七月六日前に建造契約が結ばれる船舶
建造契約がない場合には、千九百九十四年一月六日前にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶
.4.3　千九百九十六年七月六日前に引渡しが行われる船舶
主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの
.2.1　改造契約の締結が千九百九十三年七月六日前であること。
.3.2.1　改造契約がない場合には、工事の開始が千九百九十四年一月六日前であること。
工事の完了が千九百九十六年七月六日前であること。

28.6　「千九百九十六年七月六日以後に引き渡された油タンカー」とは、次の油タンカーをいう。
.2.1　千九百九十三年七月六日以後に建造契約が結ばれる船舶
建造契約がない場合には、千九百九十四年一月六日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶
.4.3　千九百九十六年七月六日以後に引渡しが行われる船舶
主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの
.2.1　改造契約の締結が千九百九十三年七月六日以後であること。
.3.2.1　改造契約がない場合には、工事の開始が千九百九十四年一月六日以後であること。
工事の完了が千九百九十六年七月六日以後であること。

28.7　「二千二年二月一日以後に引き渡された油タンカー」とは、次の油タンカーをいう。
.2.1　千九百九十九年二月一日以後に建造契約が結ばれる船舶
建造契約がない場合には、千九百九十九年八月一日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶
.4.3　二千二年二月一日以後に引渡しが行われる船舶
主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの
.2.1　改造契約の締結が千九百九十九年二月一日以後であること。
.3.2.1　改造契約がない場合には、工事の開始が千九百九十九年八月一日以後であること。
工事の完了が二千二年一月一日以後であること。

28.8　「二千十年一月一日以後に引き渡された油タンカー」とは、次の油タンカーをいう。
.2.1　二千七年一月一日以後に建造契約が結ばれる船舶
建造契約がない場合には、二千七年七月一日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶
.4.3　二千十年一月一日以後に引渡しが行われる船舶
主要な改造が行われる船舶であつて次の条件を満たすもの
.2.1　改造契約の締結が二千七年七月一日以後であること。
.3.2.1　改造契約がない場合には、工事の開始が二千七年七月一日以後であること。
工事の完了が二千十年一月一日以後であること。

29　「百万分の一（ppm）」とは、容量に関し百万単位分の水に対する油の単位をいう。

30　「建造された」とは、船舶にキールが据え付けられた状態又は船舶が同様の建造段階にある状態をいう。

第二規則　適用

1　この附属書は、別段の明文の規定がない限り、すべての船舶に適用する。

2　油タンカー以外の船舶のうち、油をばら積みするために造られ、かつ、使用される貨物区域であつて合計容量が二百立方メートル以上であるものを有する船舶については、第十六規則、第二十六規則4、第二十九規則から第三十二規則まで、第三十四規則及び第三十六規則に定める油タンカーについての要件を、貨物区域の構造及び運用について適用する。ただし、合計容量が千立方メートル未満である場合には、第二十九規則、第三十一規則及び第三十二規則に定める要件に代えて第三十四規則6に定める要件を適用することができる。

3　附属書Ⅱの適用を受ける貨物が油タンカーの貨物区域に積載される場合には、当該油タンカーに同附属書に定める関係要件も適用する。

4　第二十九規則、第三十一規則及び第三十二規則に定める要件は、アスファルトその他の物であつて、その物理的性質により当該物及び水の効果的な分離及び監視が妨げられるものをこの附属書の規定に従つて運送する油タンカーについては、適用せず、第三十四規則に基づく排出規制については、すべての汚染された洗浄水を受入施設に排出するとともに船内に残留物を保留することによつて行う。

5　6の規定に従うことを条件として、第十八規則6から8までの規定は、第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカーであつて次の特殊な運航にのみ従事するものについては、適用しない。
.1　この条約のいずれかの締約国の二以上の港又は係留施設の間の運航
.2　この条約のいずれかの締約国の港又は係留施設と他の締約国の港又は係留施設との間の運航であつて次の海域内におけるもの
.1　特別海域
.2　その他機関が指定する制限海域

6　5の規定は、貨物の積込みが行われる港又は係留施設に、油タンカーからすべてのバラスト及びタンク洗浄水を受け入れ、及び処理するために十分な受入施設があり、かつ、次のすべての条件が満たされる場合にのみ適用する。
.1　第四規則の規定が適用される場合を除くほか、すべての水（クリーン・バラストを含む。）及びタンク洗浄残留物を船内に保留し、かつ、受入施設に排出すること並びに寄港国の権限のある当局により、第三十六規則に定める油記録簿第Ⅱ部の適当な記載に裏書がされること。
.2　第一規則3.28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された油タンカーを特殊な運航に使用することに関し、主管庁とこの第二規則5.1又は5.2に規定する締約国の政府との間に合意があること。
.3　この第二規則の適用上、貨物の積込みが行われる港又は係留施設にある受入施設がこの附属書の関連規定により十分であることがこれらの港又は係留施設のある条約の締約国の政府により承認されること。
.4　油タンカーが特殊な運航にのみ従事することについて証書に裏書がされること。

第三規則　免除

1　水中翼船、エアクッション船、海面付近を航行する機器、潜水機器等の船舶であつて、構造及び設備に関するこの附属書の第三章及び第四章の規定の適用を不合理又は実行不可能とするような構造上の特性を有するものについては、主管庁は、これらの規定の適用を免除することができる。ただし、当該船舶の構造及び設備は、当該船舶についての予定された用途を考慮して、油による汚染からの同等の保護を提供することを条件とする。